

特集

新しい外国人技能実習制度の概要について

平成28年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」）が公布され、平成29年11月1日の施行に向けて、順次新しい技能実習制度に移行していくことになります。本号では、新しい外国人技能実習制度の概要を紹介します。

* 技能実習制度の見直しについて

現 行		見 直 し
①政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在	➡	①実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分	➡	②監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
③民間機関である（公財）国際研修協力機関が法的権限がないまま巡回指導	➡	③新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
④実習生の保護体制が不十分	➡	④通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分	➡	⑤業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

* 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

①優良な監理団体等への実習期間の延長	➡	①3年間 ⇒ 5年間（一旦帰国後、最大2年間の実習）。技能実習第3号の創設。
②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大	➡	②常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大5%まで ⇒ 最大10%まで等）
③対象職種の拡大	➡	③地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置 職種の随時追加

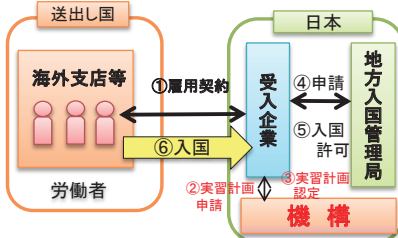
※優良な監理団体等とは、法令違反がなく、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいいます。優良な監理団体等の基準は後述。

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

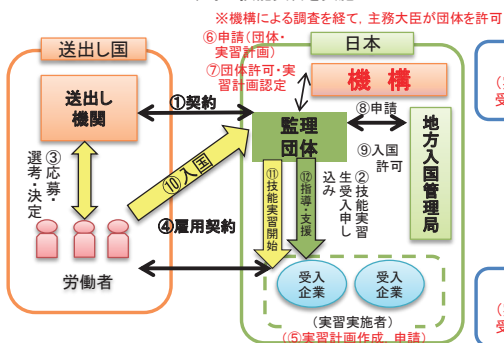
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外には、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点 ※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

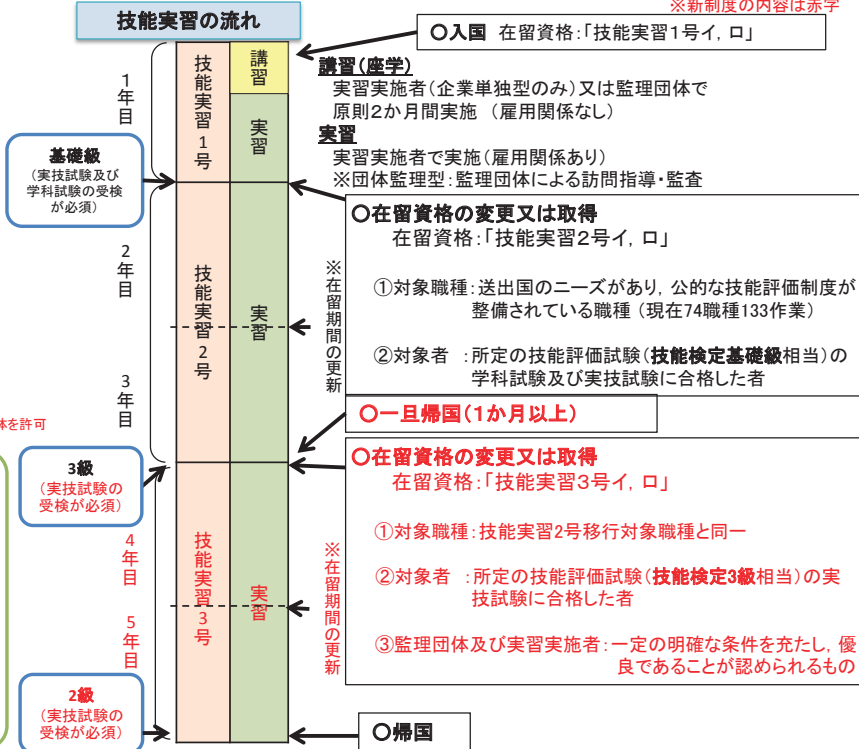
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習生の数

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考) 現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠 (団体監理型)

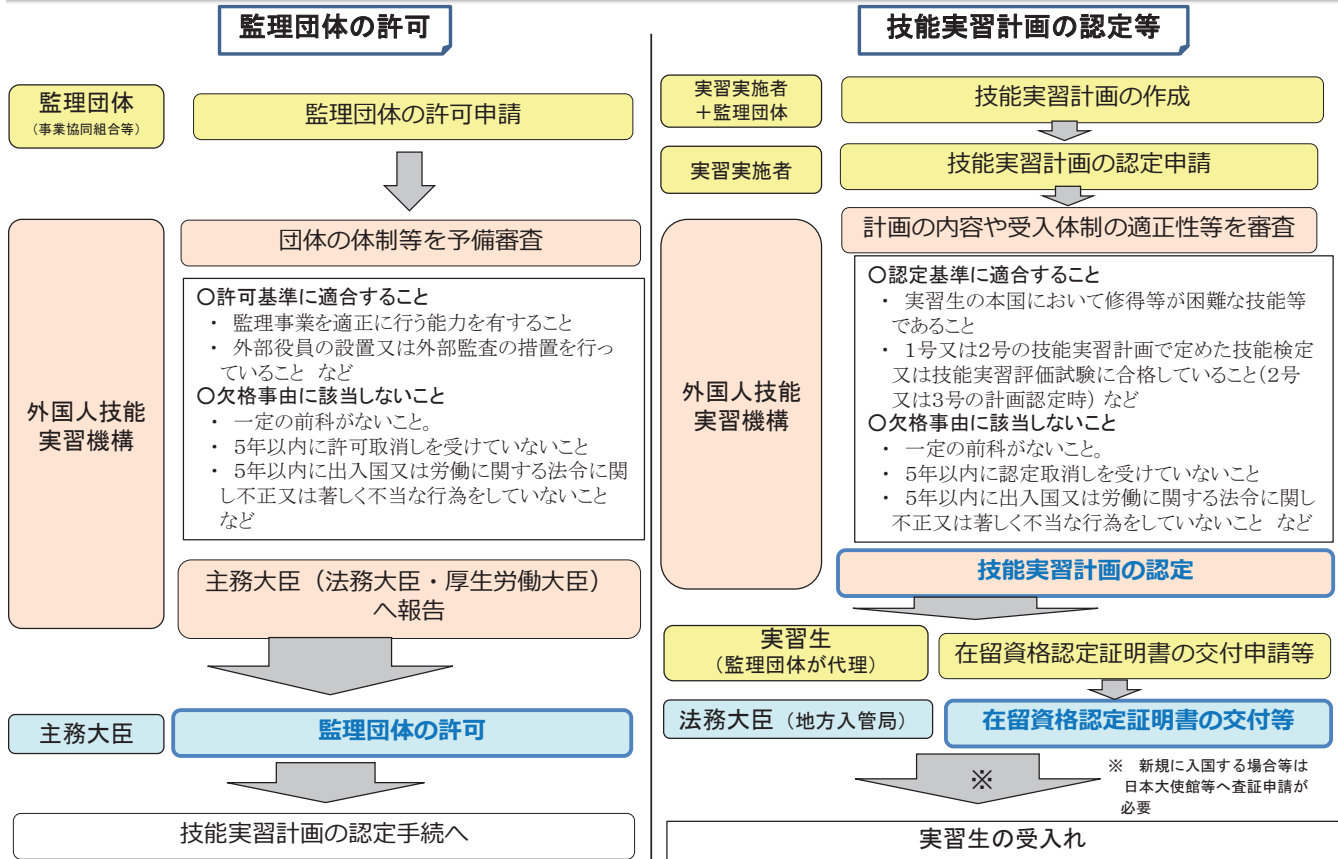
人数枠	人数枠		
	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍
			基本人数枠の6倍

人数枠 (企業単独型)

企業	技能実習生の人数枠				
	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について



* 技能実習計画の認定 (技能実習法第2章第1節)

<技能実習計画の認定>

- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることになりました。
- 認定は、技能実習機構が担います。

<認定を受けた技能実習計画の実施>

- 実習実施者は、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わなければなりません。
- 仮に違反があった場合には、改善命令や認定の取消しの対象になります。

<実習実施者の義務>

- 実習実施者は、初めて技能実習を開始したときに、届出が必要になります。
- そのほか、技能実習継続困難時の届出、帳簿の備付け、実施状況報告等を行わなければなりません。

<技能実習計画の認定基準>

- ①修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ②技能実習の目標
(第1号の目標) 技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

(第2号の目標) 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

(第3号の目標) 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③技能実習の内容

- ・同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・第2号・第3号については移行対象職種・作業(主務省令別表記載の職種及び作業)に係るものであること。
- ・技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること(団体監理型のみ)。
- ・帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- ・技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと(技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる)
- ・第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

④実習を実施する期間(第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること)

⑤前段階における技能実習(第2号は第1号、第3号は第2号)の際に定めた目標が達成されていること

⑥技能等の適正な評価の実施(技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと)

⑦適切な体制・事業所の設備、責任者の選任

- ・各事業所ごとに下記を選任していること。

「技能実習責任者」(技能実習の実施に関する責任者): 技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員(講習については、経過措置あり)。

「技能実習指導員」(技能実習生への指導を担当): 修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
「生活指導員」(実習生の生活指導を担当): 常勤の役職員

- ・申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- ・技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧許可を受けている監理団体による実習監理を受けること<団体監理型技能実習の場合>

⑨日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保

- ・報酬の額が日本人と同等以上であること(これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。)
- ・適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
- ・食費、居住費等名目のいかなを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること(費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付)。

⑩優良要件への適合<第3号技能実習の場合>

⑪技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと<新制度で人数枠を見直し>

* 監理団体の許可 (技能実習法第2章第2節)

<監理団体の許可>

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）の許可を受けなければなりません。
- 許可の事務は、技能実習機構が担います。
- 監理団体の許可には、一般監理事業と特定監理事業があります。技能実習第3号を行うには、一般監理事業の許可を取得していなければならないが、また一般監理事業の許可を取得した監理団体は、技能実習生の受入れ人数枠が拡大します（P3下の図記載のとおり。ただし、実習実施機関である受入企業についても優良要件に適合していなければなりません）。

<監理事業の適正な実施>

- 監理団体は、監理事業を適正に運営しなければなりません。
- 仮に違反があった場合には、改善命令や許可の取消しの対象になります。

<監理団体の義務>

- 監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を、省令で定める基準に従って実施しなければなりません。
- そのほか、技能実習継続困難時の届出、監理責任者の設置、帳簿の備付け、監査報告、事業報告等を行わなければなりません。

<監理団体の主な許可基準>

- ①営利を目的としない法人であること
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ②監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の現地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有

する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

- ③監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
- ④個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
- ⑤外部役員又は外部監査の措置を実施していること
- ⑥基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること
- ⑦優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞
- ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（技能実習法第38条）
- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（技能実習法第40条）

※監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければなりません。また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければなりません。（講習については、経過措置が有ります）

* 外部役員及び外部監査の措置

監理事業を行おうとする者は、外部役員を置くか外部監査の措置を講じていなければなりません（技能実習法第25条第1項第5号）

○外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当

(1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければなりません。

（講習については、経過措置が有ります）

(2) 外部役員は、下記に該当する者であってはなりません。

- ①実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
- ②過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
- ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
- ④申請者（監理団体）の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑤申請者（監理団体）の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。）又はその現役又は過去5年以内の役職員
- ⑥傘下以外の実習実施者又はその役職員
- ⑦他の監理団体の役職員
- ⑧申請者（監理団体）に取次ぎを行う外国の送出国の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑨過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有

する役員（専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員）及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められます。

(3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

○外部監査人（法人も可）は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施

(1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければなりません。（講習については、経過措置が有ります）

(2) 外部監査人は、上記の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってなりません。

(3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

(4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

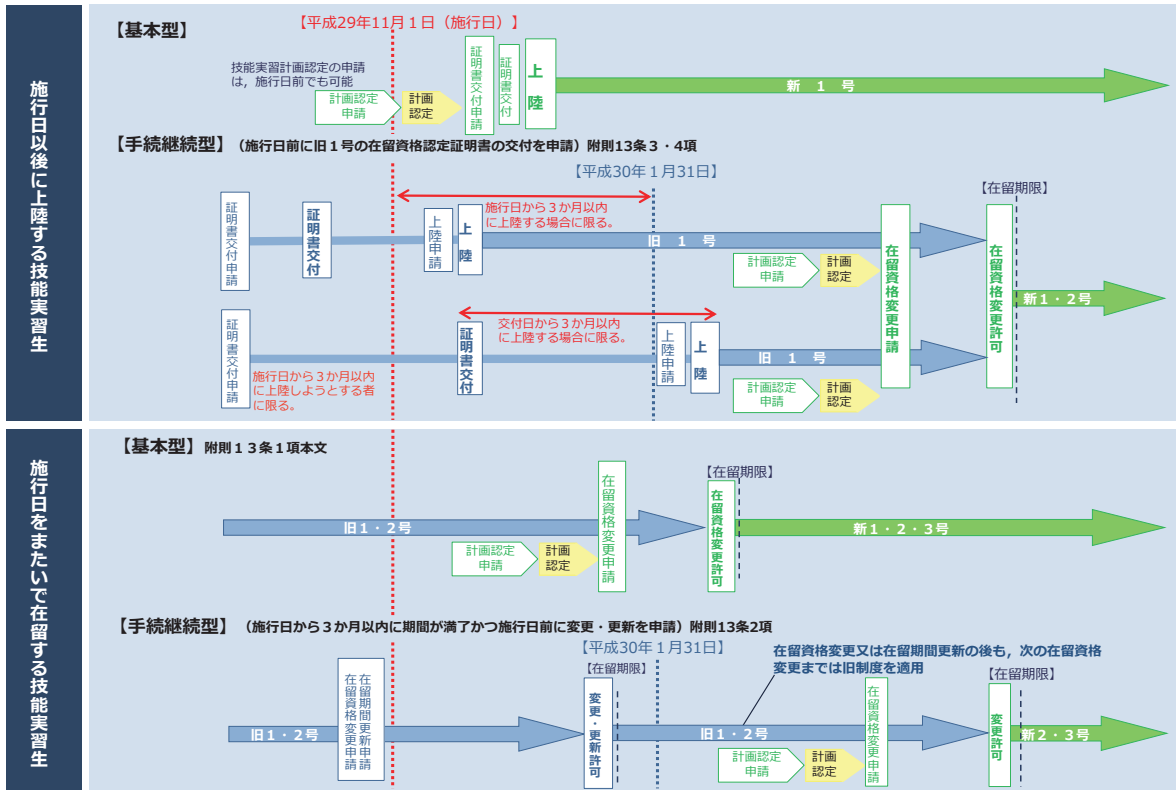
- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件	(満点120)	優良な監理団体の要件	(満点120)
<ul style="list-style-type: none"> ① 技能等の修得等に係る実績（70点） <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等 *3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案 ② 技能実習を行わせる体制（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有） ③ 技能実習生の待遇（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較 ・技能実習の各段階の賃金の昇給率 ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点）） <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無 ⑤ 相談・支援体制（15点） <ul style="list-style-type: none"> ・母国語で相談できる相談員の確保 ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等 ⑥ 地域社会との共生（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・実習生に対する日本語学習の支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供 		<ul style="list-style-type: none"> ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点） <ul style="list-style-type: none"> ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率 ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等 ② 技能等の修得等に係る実績（40点） <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等 *3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案 ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点）） <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ④ 相談・支援体制（15点） <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等 ⑤ 地域社会との共生（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者に対する日本語学習への支援 ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援 	

～技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について～

(※下の図に関する説明は次頁参照)



- (1)平成29年11月1日に在留している技能実習生
在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができます。
- (2)平成30年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生
平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用されます。他方、同年11月1日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用されます。
- (3)平成30年1月31日までに入国予定の技能実習生
平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後3か月以内に入国した場合には、旧制度が適用されます。他方、同年11月1日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用されます。

これらのほか、○技能実習生の保護等、○外国人技能実習機構の詳細につきましては、法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構のホームページ（下記）で確認ください。

■法務省 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00014.html

■厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/01.html

■外国人技能実習機構 <http://www.otit.go.jp/>

上記のほか、外国人技能実習制度及び中小企業組合制度につきましては本会（下記）までお問い合わせください。

○本 所 TEL 092-622-8780

○北九州支所 TEL 093-531-0181

○筑後支所 TEL 0942-38-1563

○筑豊支所 TEL 0948-22-1159